



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

**医療費の自己負担が
軽減される福祉医療費
の申請を忘れずに**

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証を一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分（1～3割）が助成されます。

①子どもの福祉医療制度は、子ども総務課(市役所3階)

☎(866)8846
FAX(866)2405

②障がい児者の福祉医療制度は、障がい福祉課(福祉棟1階)

☎(866)2093
FAX(863)6362

①②とも、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民SC、アルヴェ駅東SCでも受け付けます。

①子どもの福祉医療制度の対象

0～1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
2～6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり
小学生▶入院・通院ともに所得制限あり

*1歳以上で市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいた

だきます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限があります。お子さんが就職などで、社会保険本人(※)になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象

重度心身障がい児(者)▶身体障害者手帳1～3級が療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人(※)は所得制限があります

高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた。所得制限があります。社会保険本人(※)は該当しません

※秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと

■更新申請書を送付しました

福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。受給者証の有効期間が平成27年7月31日までのかたへ、6月に更新申請書をお送りしました。申請書を期限までに提出したかたには、7月下旬に支給判定結果をお知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封します)。

■新規申請を受け付けます

新たに受給者証を申請する場合の申し込みは、「乳幼児・小学生」が7月13日(月)から、それ以外の対象が7月21日(火)から上記①②の窓口で受け付けます。

*平成26年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は受給者証が交付される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

*ひとり親家庭のかたで、「乳幼児・小学生」の福祉医療制度の受給者証(対象区分および負担者番号)の上2桁が「74」をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替えできる場合がありますので、ご相談ください。

■健康保険が変わったら福祉医療の手続きも忘れずに

加入している健康保険が変わったかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って上記①②の窓口で変更手続きをしてください。退職などによって任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。

自動交付機を一時停止します

7月15日(水)に点検作業のため、次の場所にある自動交付機(住民票の写しなどを発行)を停止しま

すので、ご了承ください。

場所・時間▶にぎわい交流館：午後1時～3時、アルヴェ駅東SC：午後4時～6時

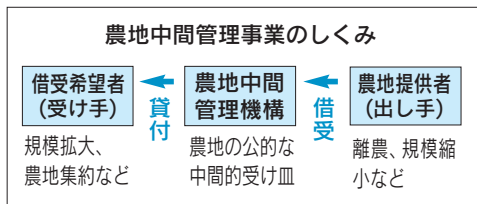
●問い合わせ

市民課☎(866)2018

農地の借受希望者(受け手)を募集します

秋田県農地中間管理機構では、人と農地の問題解決に向けた仕組み「農地中間管理事業(左図参照)」における農地の借受希望者(受け手)を募集します。来年1月29日(金)まで受け付けますが、お早めにお申し込みください。

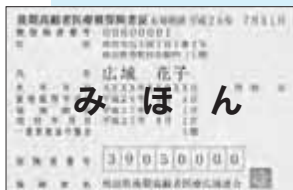
申込▶農業農村振興課または市ホームページにある応募用紙に記入のうえ、郵送か持参、Eメールで同課へ。〒010-0973八橋本町六丁目12-1 農業農村振興課 Eメール To:agen@city.akita.akita.jp



*同機構への農地貸付を希望するかた(出し手)の相談も、随時受け付けています。農業農村振興課☎(866)2116



8月から使う新しい被保険者証を7月下旬に送ります



後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、8月1日(土)から有効となる被保険者証を7月21日(火)ころに簡易書留でお送りします(色はやまぶき色)。

自己負担割合額は平成26年中の所得で改めて判定しているため、今までと違う場合があります。新しい被保険者証をご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きはお早めに▶医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(金)です。継続になるかたへ、認定証を被保険者証と一緒に送ります。新たな対象者には、7月上旬に申請書をお送りします。同封した封筒で返信してください。

自己負担限度額(1か月)

区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
市民税課税世帯	一定以上の所得があるかた 被保険者証の一部負担金の欄が「3割」のかた	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 *12か月で4回以上支給の場合は4回目以降44,400円
	一般 被保険者証の一部負担金の欄が「1割」のかた	12,000円	44,400円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ 認定証の適用区分が「区分Ⅱ」	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ 認定証の適用区分が「区分Ⅰ」	8,000円	15,000円

入院時の食事代(1食につき)

市民税課税世帯		260円	
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	前12か月の入院日数 90日目まで	210円
		91日目から	160円
	区分Ⅰ		100円



決定通知書と納入通知書を7月13日(月)に送ります

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上、または一定の障がいがある65歳以上のかたに、平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書と納入通知書を7月13日(月)にお送りします。

金額は、平成26年中の所得などをもとに算定しており、年額保険料は所得割額と均等割額の合算となり、100円未満切り捨てで上限額が57万円です。

*所得割額=加入者の所得に応じた分。

計算式→(所得-33万円)×8.07%

*均等割額=加入者に等しく負担していただく分。一律39,710円

平成27年度の保険料の軽減

所得の低いかたなどは、被保険者の総所得額などに応じて保険料を軽減しています。

所得割額の軽減 被保険者の総所得額(平成26年の所得-基礎控除額33万円)などが58万円以下の場合▶5割軽減

均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の総所得額など	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者それぞれの年金収入が80万円以下(年金以外の収入がある場合はその所得が0円)	9割	3,971円
33万円以下	8.5割	5,956円
(33万円+26万円×被保険者数)以下	5割	19,855円
(33万円+47万円×被保険者数)以下	2割	31,768円

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、健康保険の被扶養者であったかた(国保・国保組合の加入者は除く)の軽減

▶所得割額0円、均等割額3,971円

後期高齢者医療保険
ホっとするね、未来いきいき♪

後期高齢医療課
☎(800)2513



緑化コンクールの参加者を募集します

秋田市民憲章推進協議会では、

緑化コンクールへの参加団体(個人含む)を募集します。町内会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会、学校、家庭などの花だんが対象。書類と巡回審査により、特別優秀賞、優秀賞などを決定します。

申込▶7月31日(金)まで所定の申込書で同協議会へ。詳しくはお問い合わせください

●問い合わせ 秋田市民憲章推進協議会 ☎(866)2253

「健診ガイド」を
活用ください



各種健診の詳細を掲載した「秋田市の健診ガイド」(A4判、20ページ)を、広報あきた5月15日号と同時に全戸配布しましたのでご利用ください。

なお、記載内容の一部を次のとおり変更します。

◆18ページに掲載した実施医療機関のうち、「富田胃腸科内科医院(新屋豊町)」では、大腸がん・前立腺がん検診に加え、骨粗しょう症検診も行います

●問い合わせ

保健予防課 ☎(883)1176